

吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業

- エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響により電気料金が高騰していることに伴い、農業水利施設の維持管理費が大きく増加。
- 一方、米価の低迷が一旦は落ち着いている中ではあるが、肥料や燃料・資機材の高騰により、米作にかかる生産コストは年々増大し、農業経営はより一層厳しいものとなっており、さらに農業用水利施設の電気料金高騰分を農家に転嫁することは困難な状況。
- 農家のさらなる負担増を回避するとともに、農業の安定経営に必要な農業水利施設の適切な維持管理を確保するため施設管理者へ支援する。

1. 支援の対象者

農業水利施設の維持管理をする町内の水利組合など

2. 交付対象施設

農事用電力Aの電力を契約している下記の施設

- ・揚水施設
- ・頭首工
- ・その他町長が認めるもの

3. 交付の内容

- ・令和3年～令和4年の「基本料金」「電力量料金」「燃料費調整額」の単価平均から、令和7年上昇分を算定。
- ・その上昇分合計額の7／10を交付。
(1,000円未満は切捨て)

4. 対象期間

令和6年10月分～令和7年9月分
(請求書は翌月発行となるので、令和6年11月から令和7年10月に発行されたものが対象)

5. 申請期間

令和7年10月～令和8年2月末

6. 提出場所

吉賀町役場 建設水道課

【問い合わせ】

吉賀町役場 建設水道課

TEL:0856-79-2212 FAX:0856-79-2480